

柏市病児保育事業委託仕様書

柏市病児保育事業委託業務は、国が定める「病児保育事業実施要綱」及び「柏市病児保育実施要領」の定めにより実施するもののほか、事業の実施にあたり必要な事項は次のとおりとする。

1 目的

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。こうした保育需要に対応するため、病院又は診療所（以下「病院等」という。）において病気の児童を一時的に保育を行い、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 件名

柏市病児保育事業委託

3 委託業務内容

病児・病後児保育施設における事業の運営・実施

4 対象

(1) 病児

当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童。

(2) 病後児

病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童。

5 対象児童

(1) 次の全てに該当する児童

ア 生後6ヶ月から小学校に就学している児童

イ 保護者が勤務している，または傷病，災害，事故，出産，看護，介護，冠婚葬祭その他社会的にやむを得ない理由で家庭における保育が困難であること

ウ 市内に住民登録している児童，または市外から市内の保育園，こどもルーム等に入園，入所している児童

(2) 対象となる疾患

ア 日常的な疾病（感冒，消化不良症等）

イ 伝染性疾患（インフルエンザ，溶連菌感染症等）

ウ 慢性疾患（喘息等）

エ 外傷性疾患（骨折，熱傷等）

※医師の許可が出ていても，当日の状態でぐったりしている・飲食ができない場合については対象外

※麻疹・水痘・風疹・帯状疱疹・結核・新型コロナウイルスについては対象外

(3) 障害児・発達の遅れ・基礎疾患がある児童について施設で可能な限り受け入れを行うこと。受け入れの際は事前に面接を行うこと。

6 委託期間

令和7年10月1日～令和8年3月31日

7 契約方法

委託料のうち，基本料金分を総価契約とし，年間延べ利用児童数に応じた加算分（以下「加算料金分」）を単価契約とする。

8 支払い方法

委託料のうち，基本料金分を概算払い（1回）とし，業務終了後に精算する。加算料金分は業務終了後に支払う。

9 実施施設について

(1) 場所

J R 常磐線・東武アーバンパークライン柏駅より概ね半径2km圏内

(2) 定員

3 名

1 0 開所日及び時間

病児保育事業を実施する施設の開所日及び開所時間は、次の基準を満たすこととし、基準より開所日及び開所時間を増やす場合は、事業者の提案によるものとする。

なお、基準に基づく令和7年度10月1日から令和8年3月31日までの開所すべき日数は118日とし、事業者の提案による開所日数を設定する場合は、開所すべき日数に上乘せする。

(1) 開所日

以下を除く、月曜日から金曜日までとする。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

イ 1月2日並びに同月3日及び12月29日から同月31日まで

(2) 開所時間

午前9時から午後6時まで

1 1 事業の実施要件

(1) 施設基準

本事業の実施場所は、病院等付設された専用スペースであって、次に掲げる基準を満たし、市が適当と認めたものとする。

ア 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。

イ 前号における保育室の面積が、利用定員1人あたり1.98㎡以上であること。

ウ アの観察室又は安静室の面積が、1室あたり3.3㎡以上であること。

エ 調理室及び調乳室を有すること。なお、病院等若しくは保育所等の調理室及び調乳室と兼用するものも含むが、専用の調理室及び調乳室を有することが望ましい。

オ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の保育に適した

場所とすること。

カ 実施事業予定者が所有又は賃貸借する物件とし、賃貸借する物件の場合は、病児保育事業の実施場所となることについて、物件所有者の承諾を事前に得ていること。

キ 新耐震基準を満たしていること（昭和５６年以前に完成した建物の場合、耐震調査を実施し新耐震基準と同等の基準を満たしていること又は新耐震基準に適合する耐震補強済みであること）。

ク 施設の整備に当たっては、市と協議の上、進めること。

(2) 職員配置

利用児童おおむね１０人につき看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を１名以上、利用児童おおむね３人につき保育士を１名以上配置すること。なお、基本的には、保育士及び看護師等の常駐を原則とするものの、利用児童が見込まれる場合に近隣病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、国が病児保育事業実施要綱にて定める要件を満たすことを条件に、看護師等の常駐を要件としない。

１２ 実施方法

(1) 登録方法

病児・病後児保育の利用を希望する保護者は、利用前にあらかじめ「柏市病児・病後児保育登録票」にて事前登録を行うことを基本とする。なお、やむを得ない場合においては、利用当日の登録も対応すること。

(2) 受付方法

ア 保護者は実施施設に電話で空き状況を確認し、仮予約をする。その後医師の診察を受け、再度結果を利用前日の午後５時までに施設に連絡し本予約をする。

イ 施設は、予約リストに記入をし、キャンセル待ちの受付けも含めて行う。

ウ 施設は、保護者から利用前日の午後５時までに本予約の連絡がな

い際，保護者に連絡して確認する。確認ができなかった場合はキャンセル扱いとし，キャンセル待ちの利用者に連絡をする。

エ 施設は，本予約の連絡を受けたが，利用開始時間になっても保護者が来室しない場合は，保護者に連絡して確認する。利用開始時間から30分以内に確認が取れない場合はキャンセル扱いとし，キャンセル待ちの利用者に連絡をする。

オ 医師の許可が利用当日に出た場合であっても，施設に空きがある時は受け入れること。

キ 施設が，空き状況の確認，予約，キャンセル等の手続きをICT化するためのシステムを導入している場合は，ア～エの手続について当該システム等を活用して行う。

(3) 利用当日の流れ

ア 登録をした保護者は利用に際し，「柏市病児・病後児保育利用票」を施設に提出し，利用の申請を行うものとする。

イ 保護者は利用に際し，主治医より「柏市病児・病後児保育診療情報提供書（医師連絡票）」を徴し，病児・病後児保育の利用が可能であることを証すること。また，保育中の注意事項について主治医より指示を受け，施設の従事者（看護師，保育士）に伝達するものとする。

ウ 受託者は利用者に対し柏市が定める利用料を求め，徴取すること。

(4) 利用期間

連続して7日以内

(5) 利用料金

時間 住まい	利用時間（入室から保護者の迎えまで）	
	1日	4時間以内
柏市内	2,400円	1,200円
柏市外	3,600円	1,800円

延長料金：午後6時以降に実施する場合は1時間あたり500円

※利用料金，延長料金については，当日施設宛の支払いとする。

※生活保護世帯，または市内住所を有し，前年度の市民税が非課税の場合は無料とする。（利用当日に証明書の提示をお願いする。）

生活保護→生活保護受給証明書又は非課税証明書

非課税→非課税証明書

※幼児教育・保育の無償化に伴い，利用者から依頼があった場合は，「特定子ども・子育て支援提供証明書」を発行する。

施設は，毎月の利用状況報告書と共に，「特定子ども・子育て支援提供証明書」のコピーを提出する。

(6) 利用当日に保護者が持参するもの

ア 柏市病児・病後児保育診療情報提供書（医師連絡票）

イ 柏市病児・病後児保育利用票

ウ 処方された薬（実施施設で当日服用する分のみ）

※市販薬は不可

(7) 利用の少ない日等の対応（任意事業）

地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施するものとする。

1 3 医療機関との連携

病児対応型においては，指導医又は協力医療機関との関係において，緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。

1 4 与薬

受託者は，利用者から利用児童に対する薬の服用・塗布を依頼された場合は，与薬依頼書に記入された事項を確認の上，利用当日に必要な量の薬を預かり与薬するものとする（医師の指示に基づく）。

1 5 記録及び月次報告

(1) 業務の実施に当たっては，事業の収入・支出を管理する帳簿を作成すること。また，業務日誌を作成し，保育及び受付並びに問い合わせ業務について記録し，利用の少ない日等に地域の保育所等へ情報提供や巡回支援等を実施した場合も同様とする。さらに，会議を開

催した際は、会議録を作成すること。

(2) 受領した書類（利用票等）及び作成した帳簿、書類については委託期間の終了後５年間保存・整理するものとする。

(3) 受託者は、毎月の利用人数、開所日数、利用者の年齢区分、利用者の市町村別利用状況、利用者の病気の内訳等、業務の報告（月次報告）を翌月の１０日（３月分については同月の３１日）までに市が定める様式により提出すること。

1 6 実績報告並びに委託料の清算及び確定

(1) 実績報告

受託者は、６の委託期間の末日までに、委託業務の実績を取りまとめた実績報告書及び委託料の精算書を、市が定める様式により提出するものとする。

(2) 委託料（基本料金分）の精算

市は、業務の完了を確認するための検査を実施し、下式に従い委託料（基本料金分）の精算額を算出する。なお、下式中の「開所日数」とは、「１１事業の実施要件」を満たした状態で開所した日数のことをいう。

委託料（基本料金分）の精算額

＝「契約書記載の支出限度額」×「開所日数」÷「１０（１）開所すべき日数」

(3) 委託料（加算料金分）の確定

市は、業務の完了を確認するための検査を実施するとともに、年間延べ利用児童数に応じた委託料の加算料金分を確定し、受託者へ通知する。加算料金分は、次の表に掲げる年間延べ利用児童数ごとに定めるものとする（令和７年１０月１日から令和８年３月３１日の間は１５０人以上２００人未満を予定）。

年間延べ利用児童数
５０人以上１００人未満
１００人以上１５０人未満

150人以上200人未満

(4) 請求

ア 基本料金分

受託者は市が定める期間に、概算払により支出限度額を市に請求するものとする。

また、精算額が支出限度額を下回る場合、受託者はその差額を市に返納するものとする。

イ 加算料金分

委託料の確定により、委託料の加算料金分が生じた場合は、受託者は、加算料金分の委託料を市に請求するものとする。

17 事故報告・損害賠償

(1) 業務の実施に当たり事故が発生した場合には速やかに対処すると共に市に連絡し、市の指示に従うこと。

(2) 受託者の故意又は過失により利用者その他の第三者に損害を与えた時は、受託者の責任においてその損害を賠償すること。なお、有事に備え、賠償責任保険に加入すること。

18 守秘義務

実施事業者は、業務委託の実施に当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

19 調査等

市は、必要に応じて委託業務の実施状況について説明、もしくは報告を求め、帳簿その他の関係書類を閲覧し調査することができる。その結果、必要がある時には委託業務の改善、その他の措置を指示することができる。

20 その他

(1) 利用児童に体調の変化があった際は、必要に応じて医療機関に受診すること。

(2) 利用児童の食事・水分摂取状況、機嫌等を観察し、必要に応じて保護者に連絡を入れること。

- (3) 受託者は利用児童に対し，食事・おやつを提供すること。
- (4) 感染防止，事故防止，衛生面に配慮し，利用児童の養育に適した保育を実践すること。
- (5) 業務従事者の氏名，職種，勤務形態を市に報告すること。また，変更があった場合には，その旨を届けること。
- (6) 受託者は，事業の実施に当たり必要なPR，情報提供を行うこと。
- (7) 受託者は，より多くの方が利用出来るよう最善の努力をすること。
- (8) 受託者は，病児保育事業の実施に当たっては，契約書又はこの仕様書に記載のない事項については，事前に市と協議し，その承認を得てから行うこと。
- (9) 市の判断により，感染症等の流行により閉室する場合は，市の指示に基づき，以下の業務を行うこと。
 - ア 病児保育事業の運営に関する問い合わせへの対応
 - イ 病児・病後児に対する保育（家庭保育を含む）についての相談への対応
 - ウ 運営状況等の情報発信
 - エ 病院内職員向け病児保育の実施
 - オ 施設内消毒の徹底
 - カ 再開に向けた準備等の体制構築
 - キ 病児保育事業の体制の見直し
 - ク 病児保育事業に必要となる知識の習得（感染症や病態，消毒法）

2 1 疑義の決定等

本仕様書に定めのない事項については，必要に応じて，双方が協議し，決定する。

2 2 担当

こども部保育運営課

電話：（直） 0 4 － 7 1 2 8 － 5 5 1 7

Mail：hoikuunei@city.kashiwa.chiba.jp